

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月23日
【会社名】	株式会社巴川製紙所
【英訳名】	TOMOEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番15号
【電話番号】	03(3272局)4111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 山口 正明
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
【電話番号】	054(256局)4174番
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部長グループマネージャー 吉田 光宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,799,695,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,779,000株	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成21年4月23日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	8,779,000株	1,799,695,000	904,237,000
一般募集			
計(総発行株式)	8,779,000株	1,799,695,000	904,237,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## 3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

## 凸版印刷株式会社

割当予定先の氏名又は名称	凸版印刷株式会社
割当株数	3,414,000株
払込金額	699,870,000円
割当予定先の内容	
住所	東京都台東区台東一丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 足立 直樹
資本金の額	104,986百万円
事業の内容	証券・カード印刷、商業印刷、出版印刷、パッケージ印刷など印刷事業及びインターネット関連事業、エレクトロニクス関連事業等
大株主及び持株比率	ナツクムコ(4.84%) 日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(4.80%) 日本生命保険相互会社(4.67%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(3.80%) 第一生命保険相互会社(3.68%)
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	52,500株
割当予定先が保有している当社の株式の数	100,000株
取引関係等	
取引関係	印刷関連製品・半導体関連製品の販売、エレクトロニクス関連製品の製造受託
人的関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項	保有方針に関する取り決めはありませんが、継続的な保有をお願いする方針です。また、新株発行効力発生日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、書面により報告する旨の確約書を得る予定です。

(注) 1. 割当予定先の内容の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

2. 当社との関係の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

## 三井化学株式会社

割当予定先の氏名又は名称	三井化学株式会社
割当株数	2,439,000株
払込金額	499,995,000円
割当予定先の内容	
住所	東京都港区東新橋一丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤吉 建二
資本金の額	103,226百万円
事業の内容	包装・機能材、生活・エネルギー材、電子・情報材、精密化学品、農業化学品、基礎原料、フェノール、合繊原料・ペット樹脂、工業薬品等の製造、加工及び売買並びにそれに附帯関連する業務等
大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）（6.15%） 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（5.01%） 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口）（4.72%） 三井物産株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）（4.38%） 株式会社三井住友銀行（2.77%）
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	
割当予定先が保有している当社の株式の数	
取引関係等	
取引関係	記録材料用途向け機能樹脂の購入
人的関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項	保有方針に関する取り決めはありませんが、継続的な保有をお願いする方針です。また、新株発行効力発生日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、書面により報告する旨の確約書を得る予定です。

（注）1．割当予定先の内容の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

2．当社との関係の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

## 鈴與株式会社

割当予定先の氏名又は名称	鈴與株式会社
割当株数	1,463,000株
払込金額	299,915,000円
割当予定先の内容	
住所	静岡県静岡市清水区入船町11番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 與平
資本金の額	1,000百万円
事業の内容	総合物流事業
大株主及び持株比率	柏興業株式会社（20.51%） 中日本バンリース株式会社（17.61%） 株式会社富士ロジテック（15.56%） 鈴木與平（11.01%）
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	
割当予定先が保有している当社の株式の数	1,031,000株
取引関係等	
取引関係	物流関連取引
人的関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項	保有方針に関する取り決めはありませんが、継続的な保有をお願いする方針です。また、新株発行効力発生日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、書面により報告する旨の確約書を得る予定です。

（注）1．割当予定先の内容の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

2．当社との関係の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

## 昌栄印刷株式会社

割当予定先の氏名又は名称	昌栄印刷株式会社
割当株数	1,463,000株
払込金額	299,915,000円
割当予定先の内容	
住所	大阪府大阪市生野区桃谷一丁目3番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 越村 淳
資本金の額	100百万円
事業の内容	印刷、製本、印刷関連製品・印刷関連機材の製造販売
大株主及び持株比率	栄紙業株式会社（16.65%） 東央商事株式会社（10.88%） 三弘株式会社（10.61%） 中田 鈴（10.41%） 三和紙工株式会社（10.40%）
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	68,600株
割当予定先が保有している当社の株式の数	1,851,000株
取引関係等	
取引関係	製紙塗工紙関連製品の販売・購入、加工委託
人的関係	当社取締役2名が同社の代表取締役及び取締役を兼務しております。
当該株券の保有に関する事項	保有方針に関する取り決めはありませんが、継続的な保有をお願いする方針です。また、新株発行効力発生日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、書面により報告する旨の確約書を得る予定です。

（注）1．割当予定先の内容の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

2．当社との関係の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

## 4. 割当予定先の選定理由

世界的な景気後退の影響を受け、当社グループの主力事業であるフラットパネルディスプレイ関連製品や半導体関連製品の市況は大幅な悪化を余儀なくされており、当社の平成21年3月期決算は2期連続で大幅な経常損失を計上する見込みとなっております。このような経営環境の下、当社グループは、業務効率改善、生産体制の縮小、設備の減損処理、労務費削減対策をはじめとする総合的な収益改善対策を加速し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不透明となっており、開発型企業として収益力を回復させ成長を継続するうえで不可欠な新製品開発を進めていくとともに、財務基盤を安定・強化させることが必須であると判断いたしました。

こうした中で、上記 から までに記載のとおり資本・取引・人事の関係をそれぞれ有しており、新製品開発のみならず、生産・販売・調達・物流といった様々な領域において、関連性の高いビジネスパートナーの4社に対し、第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

このうち凸版印刷株式会社とは、液晶ディスプレイ向け光学フィルム関連事業などにおいて協業関係を構築することについて基本的な合意に達しており、また他の割当予定先とも特殊紙の分野、電子材料の分野、物流の分野など幅広い事業分野において関係を強化、発展させ、相互の企業価値を向上させることが可能であると判断しております。なお、各割当予定先は、既述のとおり現在の取引先であり、反社会的勢力との関係をうかがわせる事実は存在しておりません。

## (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
205	103	1,000株	平成21年5月11日		平成21年5月12日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 申込方法は、申込期間に下記申込取扱場所に申込みをするものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社巴川製紙所 経営戦略本部	東京都中央区京橋一丁目5番15号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,799,695,000	7,800,000	1,791,895,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2)【手取金の使途】

開発型企業として引き続き成長していくため、特殊フィルム関連、特殊紙関連、電子材料分野などを中心に、環境負荷を軽減させる新製品の開発費用（約11億円）に優先的に充当しつつ、上記分野に関わる設備の機能向上と維持更新のための費用（約7億円）の一部としても使用する予定であり、平成21年5月から平成22年3月までの間にほぼ均等に支出してまいります。なお、手取金支出までの期間につきましては、銀行預金にて管理運用する予定です。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

#### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書（第149期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出以降、本有価証券届出書提出日までの間において、変更が生じており、「事業等のリスク」として、次のとおり追加します。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

#### (9) 継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、前連結会計年度2,077百万円、第150期第3四半期連結累計期間736百万円の営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、総合的な収益改善対策の推進に拍車をかけてまいりました。また、財務体質の改善を図るため、保有資産の整理と有効活用を推進する中で、平成20年12月には本社ビルの譲渡価額8,630百万円を取得し、今年度までの有利子負債返済原資を確保しております。

さらに、今般実施する第三者割当による募集株式の発行は、財務基盤を安定化させ、開発企業としての成長に不可欠な開発行為の下支えとなり、競争力と収益力の向上につながり、早期の収益改善に資するものと見込んでおります。

#### (10) 株式価値の希薄化

今回の第三者割当増資による新規発行株式数8,779,000株は、増資前の当社普通株式の発行済株式総数の20.34%に相当し、1株あたりの株式価値の希薄化が生じます。しかしながら、今回の増資は、成長のための原資としての研究開発費用の確保とともに、割当予定先との関係強化によるシナジー効果が期待できるものであり、これにより企業価値・株主価値の向上の実現が見込まれます。従って、発行数量及び株式の希薄化の規模は、既存株主の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではなく、合理性を有していると判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

当社は、組込情報である有価証券報告書（第149期事業年度）の提出日以降、以下のとおり臨時報告書を提出しております。（平成20年8月4日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、平成20年7月28日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議いたしました。これに伴い、当社及び当社グループの財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該事象の発生日

平成20年7月28日（取締役会決議日）

##### (2) 当該事象の内容

###### 譲渡の理由

当社は、有利子負債の削減による財務体質の改善を図るため、保有資産の整理と有効活用を推進しておりますが、当社は、築後45年を経過し、建物及び設備の老朽化が進んだため、売却を決定いたしました。

## 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額 (百万円)	譲渡価額 (百万円)	現況
東京都中央区京橋一丁目5番15号 土地：749.24m <sup>2</sup> 建物：7,160.56m <sup>2</sup>	423	8,630	本社ビルとして使用 一部は業務用として賃貸中

## 譲渡先の概要

商号	東京急行電鉄株式会社
本店所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
代表者	代表取締役社長 越村 敏昭
資本金の額	121,724百万円
大株主	第一生命保険相互会社 日本生命保険相互会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）
主な事業内容	鉄軌道事業、不動産事業
当社との関係	資本関係 該当事項はありません。 取引関係 譲渡先に対し乗車券用紙を販売しております。

## 譲渡の日程

平成20年7月28日 契約締結

平成20年12月26日 物件引渡（予定）

但し、当社は譲渡による引渡し後も賃借することにより、平成21年7月頃まで本社ビルとしての使用を継続いたします。

## (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡により、平成21年3月期単体及び連結決算において、特別利益として約8,206百万円を計上する予定であります。

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第149期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第149期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年11月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第150期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社巴川製紙所

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大津 素男
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸田 仁志
----------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴川製紙所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から提出会社の役員及び執行役員の退職慰労金について、支出時に費用計上する方法から引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社巴川製紙所

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木下 邦彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河西 秀治

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大津 素男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴川製紙所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月16日

株式会社巴川製紙所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木下 邦彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河西 秀治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大津 素男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴川製紙所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度より営業損失を継続して計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社巴川製紙所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大津 素男

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸田 仁志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴川製紙所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第148期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「会計処理方法の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度から役員及び執行役員の退職慰労金について、支出時に費用計上する方法から引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社巴川製紙所

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木下 邦彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河西 秀治

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大津 素男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴川製紙所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。